



幼児教育・保育の無償化

令和元年10月よりはじまった幼児教育・保育の無償化では、保育料と教育時間外の預かり保育利用料及び給食費がその対象となります。
足立区独自の補助も含めて、その概要をお知らせします（詳細は108ページ）。

保育料

保育料の無償化について、国の基準では全国平均月額25,700円までですが、足立区では東京都とともにこれに上乘せし、月額33,000円まで無償化としています。

無償化相当額を区から幼稚園に支払う（園は保護者の代わりに受領する）ため、保育料を園に納める必要はありません。

※保育料が月額33,000円を超える幼稚園においては、超えた額を園に納付していただけます。
※本ガイド中、各幼稚園の紹介ページに掲載している保育料は本年度（2024年度）の額であり、今後変わる可能性があります



預かり保育

教育時間外に預かり保育を利用した場合、別途利用料がかかりますが、この預かり保育利用料についても、一部無償化の対象となります。

月あたりの助成額

ア. 実際に園へ支払った預かり保育利用料
イ. 日額450円×利用日数

アとイを比べて少ない方の額を、11,300円まで助成
（満3歳児クラスは月額16,300円）



※保護者の就労等による「保育の必要性」を事前に区が認定する等、助成を受けるための要件があります。

※預かり保育の実施時間が一定基準に満たない幼稚園及び預かり保育が無償化とされない幼稚園の利用者は、無償化対象施設と認定された認可外保育施設等での一時保育等利用料も含めることができます。

入園料

満3歳児以上の園児に対し、幼稚園に入園する際に支払う入園料を100,000円まで補助します（1園児1回限り）。



教材費等

保育料が月額33,000円未満の園の利用者に、園則で定められた教材費・冷暖房費・施設整備費を月額に割り返したうえ、33,000円との差額の範囲内で補助します。

給食費

通常保育時に提供される給食費を月額7,500円まで補助します。
※長期休暇中の預かり保育で提供された給食は補助対象となりません。

2歳児補助金

満3歳児受け入れ園の利用者で、他の歳児と同様に保育されている2歳児を対象に、保育料・教材費等を月額33,000円まで補助します。

